



緩和ケア病床のご案内



公立小野町地方総合病院



緩和ケア病床の特色

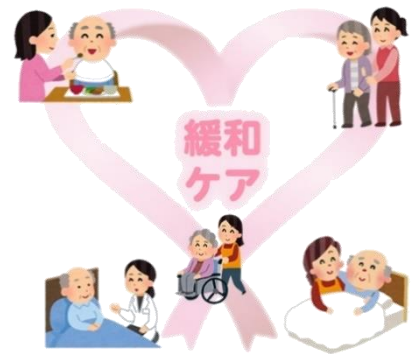


緩和ケアとは

- ① 痛みやその他の苦痛な症状から解放する
- ② 生命を尊重し、死を自然な過程と認める
- ③ 死を早めたり、引き延ばしたりしない
- ④ 死を迎えるまで患者が人生を積極的に生きてゆけるように支える
- ⑤ 家族が患者の病気や死別後の生活に適応できるように支える
- ⑥ 患者と家族のニーズを満たすためにチームアプローチを行う
- ⑦ QOL(生活の質)を高めて病気の過程に良い影響を与える



出典：日本ホスピス緩和ケア協会 web サイトより



1・緩和ケア病床とは

がんや終末期心不全などに伴うさまざまなつらさを和らげるための病床です。

当院の緩和ケア病床は「ホスピス」や「緩和ケア病棟」とは異なり、一般病床の中に緩和ケアを提供する病床としてベッドを1床有しています。一般病床との混合病床のため、「ホスピス」や「緩和ケア病棟」のように充実していませんが、患者さんやご家族に穏やかに過ごしていただけるよう、一般病床とは異なりゆとりある病室となっています。主治医、看護師、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士などの緩和ケアチームが連携して、患者さんやご家族の抱えるつらさをサポートし、ケアに努めます。



2・緩和ケア病床「できること」「できないこと」

「できること」・・・つらい症状を取り除き、穏やかに過ごすことを目的にした治療・ケアをすること。

「できないこと」・・・病気の根本的な治療（抗がん剤治療等）や命を引き延ばすような医療行為（延命治療といわれる心臓マッサージや気管内挿管、呼吸器の装着、昇圧剤の使用など）はしない。点滴や輸血に関してはその都度、医療チームと患者さん、ご家族が相談しながら決定します。



3・入院の対象となる患者さん

入院対象となる方は、何らかのつらさを持った患者さんで、当病床へ入院を希望されている方です。

- ① 患者さんにご家族が体や心につらさを持ち、緩和ケア病床でのケアが必要と主治医が判断していること。
- ② 患者さんにご家族が、緩和ケア病床の特性、「できること」「できないこと」を理解したうえで、入院を希望していること。



病床設備

1:病室

一般病棟（3 階病棟）特別室

◆差額室料 1 日あたり（税込）

8,800 円 構成市町村

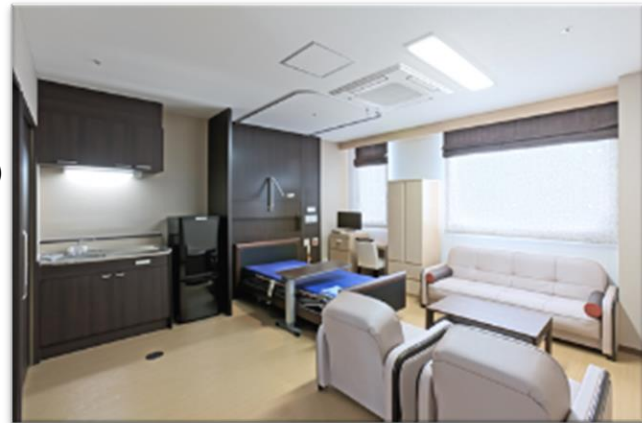
（小野町・田村市・平田村・川内村・いわき市にお住まいの方）

11,000 円（税込構成市町村以外にお住まいの方）

◆貸し布団

1 日目から 3 日目 1 組 3 日間 510 円

4 日目以降 1 組 1 日当り 170 円



2:病室設備

電動ベッド トイレ（車椅子対応）シャワー室 応接セット（ソファが付き添い用ベッドとなります）

テレビ 机 椅子 サイドテーブル ワードローブ シンク 電子レンジ 電気ケトル 冷蔵庫

3:面会について

当院が設定した感染予防策のもと予約なしでの面会が可能です。

面会可能な方を 4 名限定とし、病棟で面会カードを発行します。1 回の面会は 2 名までとします。

付き添いも可能ですが、病室内で過ごしていただき、病棟内を自由に歩くことは出来ません。

体調不良の場合は面会・付き添いは出来ません。

面会時間は自由としますが、21：00～6：30 までは

緊急時以外の病院内への出入りは出来ません。

＜面会方法＞

① 緩和ケア病床で面会をしたい旨を、受付（夜間事務室）に申し出て下さい。

スクリーニングシートに記入し、面会許可証を受け取ってください。

※スクリーニングシートの記入は、1 日 1 回のみです。

② 3 階ナースステーションまでお越しいただき、面会許可証を提示後、

面会カードを受け取り病室へお入りください。

③ 退室時、必ずナースステーションへ面会カードを返却ください。

④ 面会許可証を受付（夜間事務室）に返却してください。



面会時は、必ず

面会許可証と面会カードを受け取ってください

4:食事について

担当管理栄養士が患者さんと直接面談し、食欲や好みに応じて可能な限り

希望に添えるよう調整を行います。諸事情により承れない場合もありますので、ご了承ください。

持ち込み食は可能としますが、衛生上、持ち込んだ当日に摂取してくださるようお願い致します。

常識の範囲内での少量の飲酒は可能とします。

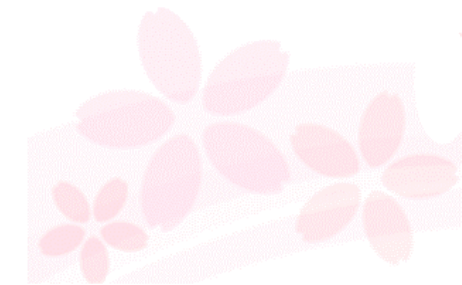


5:入浴

患者さん、付き添い者ともに病室のシャワー室を利用いただけます。

患者さんが病室のシャワー室を使用できない場合、入浴用ストレッチャーで移動し入浴することが出来ます。

なおスタッフの配置上、平日のみの対応となりますのでご了承ください。



6:リハビリテーションについて

主治医の指示のもとに、痛みの少ない動きなどの日常生活動作や
マッサージのサポートを行います。



7:外出・外泊について

まずは看護師にご相談ください。主治医へ相談させていただきます。



8:喫煙について

病院及び病院敷地内での喫煙は出来ません。

9:退院に関して

病状が落ち着きましたら、時間が許す限り在宅療養や、状況に応じた介護・療養施設に移って頂く
こともございます。可能な限り、患者さん、ご家族の希望を尊重します。訪問診療、訪問看護等各種
サービスを利用し、在宅で療養することが可能です。医師、訪問看護師、ケアマネージャーと連携し
サービスの調整を行い、安心してご自宅へ退院出来るようサポートいたします。
お聞きになりたいことがありましたら、看護師、ソーシャルワーカーへお声がけください。



10:相談員に関して

その他不明な点や福祉サービスの利用方法などについては社会福祉士、退院調整
看護師が相談に応じます。



看護体制

一般病棟の看護体制について

・病床数 60 床

地域包括ケア病床 30 床

一般病床 30 床（緩和ケア病床 1 床を含む）

・看護体制

【日勤 8 : 30～17 : 15】

看護師 10～12 名（管理者、クラークを含む） 土日祝日 6 名

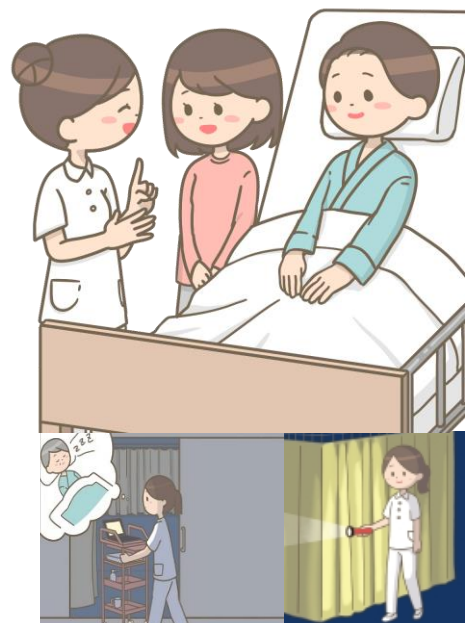
看護助手 6～8 名 土日祝日 3 名

【夜勤 16 : 30～9 : 15】

地域包括ケア病床担当看護師 1 名

一般病床担当看護師 1 名

フリー看護師 1 名



・ナースコール対応について

ナースコール対応は迅速に対応させて頂くことを心がけております。その中で、重複した場合は看護師の観察、患者さんの経過を基に緊急性や優先度を考慮し、安全を第一に順を追って対応させて頂くことになります。特に夜勤帯は看護師が 3 人、時間帯により 2 人体制での対応となるため、対応まで時間を頂く場合がありますのでご理解、ご了承いただきますようお願い致します。

ご不明な点は遠慮なくスタッフへお声かけください。



『こころ』を込めた
誠実で丁寧なケアを
大切にしています。

公立小野町地方総合病院 一般病棟



〒963-3401

福島県田村郡小野町大字小野新町字槻木内6番地2

TEL:0247-72-3181 (代表)

FAX:0247-72-3837

 **公立小野町地方総合病院**